

日本災害福祉研究会会費を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、日本災害福祉研究会会則（令和6年9月1日規則第一号）第七条第一項の規定にもとづき、会員が納入すべき会費の額を定めることを目的とする。

(会費を納入すべき会員)

第二条 会費を納入すべき会員の区分およびその資格は、次に定めるところによる。

- (1)正会員 会則第五条第一項に掲げる研究会を構成し議決権を有する個人
- (2)特別会員(団体) 会則第五条第二項に掲げる研究会を賛助し議決権を有しない団体
- (3)特別会員(賛助) 会則第五条第二項に掲げる研究会を賛助し議決権を有せず研究会への参加資格のみ有する団体
- (4)特別会員(準会員) 会則第五条第二項に掲げる研究会を賛助し議決権を有せず研究会への参加資格のみ有する個人

(会費の額)

第三条 会員が納入すべき会費の額は、会員区分に応じて次に定める額とする。

- (1)正会員 八千円
- (2)特別会員(団体) 八千円
- (3)特別会員(賛助) 一口十万円
- (4)特別会員(準会員) 千円

2 前条第一項第三号を除く会員が納入すべき入会金は、千円とする。

(会費の納入)

第四条 前条に規定する会費及び入会金は、代表理事が指定する方法で納入するものとする。

2 前項の規定によって納入された会費および入会金および納入に係る手数料の領収書は、発行しない。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規程は、令和7年4月19日から施行する。